

# 農業委員会だより



## 主な内容

- 農業委員会活動報告
  - 農業委員会だより最優秀賞受賞……………2
  - 委員活動報告……………2～3
- 農業委員会からのお知らせ
  - 家族経営協定締結者の紹介……………4
  - 農地パトロールの実施……………4
  - 農業者年金加入者インタビュー……………7
- 地域農業情報
  - 農業したいまち栗原……………8
  - おいしいお店み～つけた！……………8



## 畜産農家3世代

地域農業の担い手として

瀬峰下荒町千葉芳一さん御一家

経営主の芳一さん、文さん夫婦、後継者の智拓さん、妻のひとみさん、孫の結真君、結奈ちゃん、結愛花ちゃんの3世代7人家族です。

環境保全米を中心とした稲作28ヘクタール、和牛繁殖12頭、耕作放棄地の発生防止のため造成した牧草田など、草地13ヘクタールを耕作しています。

これからも、地域農業の担い手として精一杯がんばります。

(取材 大黒昭夫委員)

## 第25回農業委員会だより全国コンクール 最優秀賞を受賞しました



栗原市  
農業委員会だより編集委員会  
委員長 黒澤光啓

取材から執筆まで担当している13人の編集委員が特にこだわって

このたびは、「全国農業委員会だより全国コンクール」で最優秀賞を受賞することができました。これもひとえに、発刊にご協力いただいた皆さまのおかげと心から感謝申し上げます。

いることは表紙です。将来に夢のある農業をイメージできるよう、3世代・4世代家族を中心に掲載しています。

また、農業委員会活動の見える化を基本に、農地パトロールや耕作放棄地解消活動、女性委員の取り組みなど、詳しく紹介しています。その他、若い農業者や地域の農家レストランの紹介など、親しみを持てる誌面になるよう工夫しています。

今回の受賞を期に、これからも農業者が元気になる農業委員会だよりを目指して、



編集委員一同頑張っていきたいと思っております。今後ともこれまで以上のご協力をお願い申し上げます。

## 全国農業委員会会長大会

5月27日(月) / 東京都文京区シビックホール



栗原市農業委員会  
会長 鈴木康則

全国の会長出席のもと、令和元年度全国農業委員会会長大会が盛大に開催されました。

大会では、第1号〜4号までの議案が承認され、3農業委員会から活動の報告がありました。

各農業委員会とも、力強い活動を行っており大変感動しました。

栗原市農業委員会も、従来から地域に根ざした家族経営と大規模経営、集落営農を中心に、新規就農者と参入企業など、多種多様な農業経営を育成・確保しなければなりません。

今般の農地中間管理事業の5年後の見直しで、農業委員会は農地所有者の意向把握と地域の話し合い活動に積極的に取り組むことを明確化されました。従来以上に地域農業のリーダーとして活動を強化し、農家皆さまのご期待に応えて参りますので、ご協力をお願いします。



## 栗原市農業委員会連携会議

6月4日(火)／栗原市役所金成庁舎



農地利用最適化推進委員  
佐々木 耕太郎

去る6月4日、農業委員・農地利用最適化推進委員の連携会議が開催されました。県農業振興部や市農業政策課、農林畜産課など各関係機関から講師をお招きし、農業政策や農地中間管理機構の取り組み等について、説明いただきました。

農業は、農地なくしては経営が成り立たない部門です。しかしながら、担い手や後継者不足などにより、農業人口の減少は毎年進んでいる状態であり、増え続ける耕作放棄地、農地の荒廃は緊急に解決すべき農村地域の課題となっています。



農地利用最適化推進委員として、今後現場の皆さまと創意工夫をこらし、新たな基本計画の下で改革を実行し、若者たちが希望を持てる強い農業と、美しく活力のある農村の実現に向けて全力で取り組んでいきます。

## 市町村農業委員会女性委員研修会

6月7日(金)／東京エレクトロンホール宮城(仙台市)



農業委員  
鈴木 春江

「農業経営の第三者への継承と地域における支援」と題して、農業・食品産業技術総合研究機構の山本淳子氏より講演をいただきました。

兼業農家だけではなく、一定の事業規模を持つ専業農家でも後継者不足が生じ、親から子への経営継承が難しくなってきました。そのため、家族以外の人に対して、農地や施設、機械、技術、ノウハウ、信用など一体的に受け渡していく「第三者継承」の成功例や失敗事例、支援の方法などが紹介されました。



私たちの地域では、このような取り組みは少ないのですが、これから先の後継者不足を考えると、一つの方法なのかもしれません。反面、まだまだ問題が多く、難しい継承方法なのではと考えさせられた研修会でした。

## 地元野菜を使った料理教室

6月18日(火)／金成やすらぎセンター



農地利用最適化推進委員  
熊谷 初美

去る6月18日、女性農業委員、農地利用最適化推進委員による料理教室が開催されました。市内各地域から18名の料理好きな方々に参加いただき、充実した時間を過ごせたと思います。

地元野菜を使った料理、昔から伝わる郷土料理、それにメインの飾り寿司など、短時間に四種類の料理を完成させました。今やブームのズッキーニ料理は、「なるほど!」「おいしい!」とうなずき、郷土料理を食べたことのない方もいて、やはり伝承していく価値はあるのではと感じました。



飾り寿司では、少し飯を作るところから目からウロコで、皆さん緊張とワクワクで汗だくでした。切り口が『四海』と呼ばれる芸術的な模様と、四角形の出来上がりに満足しての学習会でした。

**農業者年金に加入しましょう!**

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

☎(42) 1239

# 家族の約束〜家族経営協定〜

家族経営協定とは、農業経営の方針や、家族経営で曖昧になりがちな労働報酬、就業条件、役割分担などについて、文書化にして「見える化」することです。協定を締結された二家族をご紹介します。

水稲とレンコン栽培を営んでいる、若柳敷味地区の大場隆さん、慶久さん親子は、1月9日に家族経営協定を締結されました。後継者の慶久さんは、大学校で農業経営等を学び、昨年4月に就農しました。隆さんの作業補助をしながら、「栗原伊豆沼レンコン育成協議会」に参加し、レンコンの栽培技術を習得中です。現在レンコンについては、慶久さんが中心となって作業を進めており、慶久さん名義でレンコンを販売しています。



▲若柳の大場さん親子

今後の経営拡大について決意を語りました。

2月26日には、一迫竹の内地区の黒澤善広さん、妻の和香さんご夫婦の調印式が行われました。善広さんは、平成29年度に勤め先を早期退職され、専業農家となりました。播種、田植や稲刈りなど繁忙期は、10数人のアルバイトを雇っています。今後は、協定書を活用して認定農業者である和香さんと共同申請を行い、水稲作付面積を20ヘクタール以上に増やしたいと目標を語ってくれました。



▲一迫の黒澤さん夫婦

## 農地パトロール(利用状況調査)と利用意向調査を実施します

■『遊休農地の把握と発生防止』『農地の違反転用の発生防止』のため、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、担当職員が巡回します。

農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ※遊休農地とは？

- ・現に耕作などが行われておらず、今後も維持管理、農作物の栽培が行われる見込みのない農地
- ・農作物の栽培は行われているが、農業上の利用の程度が周辺農地と比べ、著しく劣っている農地

■調査の結果、遊休農地と判断された土地所有者等に利用意向調査を行います。

■遊休農地は、こんなに恐ろしい！

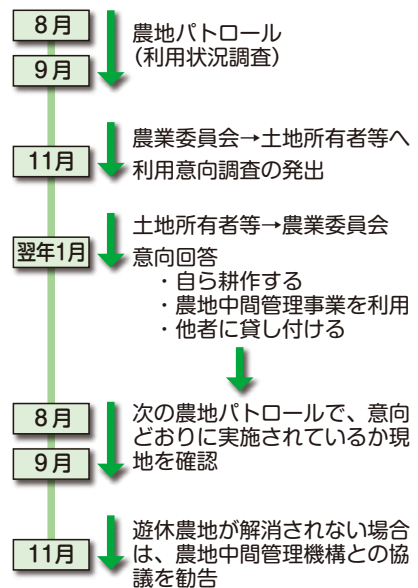
- ・雑草の繁茂による害虫等の温床となる
  - ・イノシシなどの有害鳥獣の隠れ場所となる
  - ・ごみの不法投棄・火災の発生など…
- 近隣農地や周辺住民に大変な迷惑となります。

■管理が難しくなったら…

大切な農地を担い手・中間管理機構へ貸し付けませんか？  
お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。

農地の  
適正な管理を  
お願いします！

### ※ 農地パトロール(利用状況調査)と利用意向調査の流れ

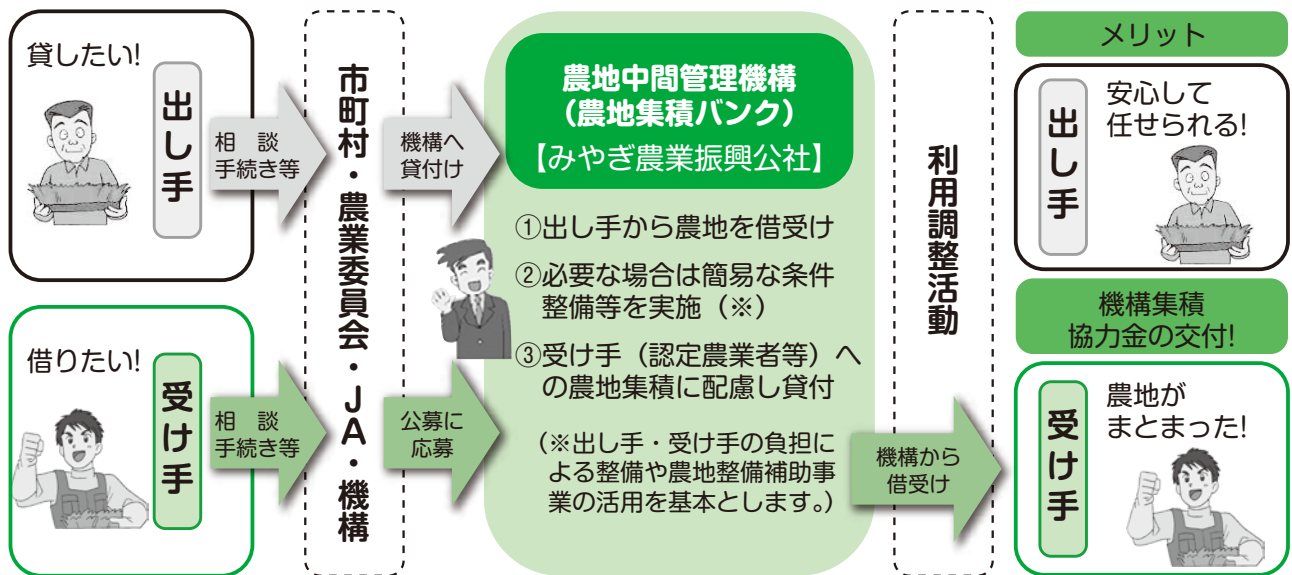


# 農地中間管理事業を活用して 農地を貸し借りしませんか？

後継者が不在あるいは農業を継いでもらえるのか「今後の営農が不安」な方や「農業機械の更新の時期で悩んでいる」方、または「農業規模を拡大したい」方は、ぜひ本事業をご検討ください。農地を貸出し農業をリタイヤした農家には、面積に応じて「経営転換協力金」が交付される支援もあります。



## 農地中間管理事業の仕組み



### 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 農地中間管理機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます (固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予)。

### 受け手のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが見込めます。
- 農地の貸し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。

なお、この制度に関するご質問やご相談については、下記のとおり相談窓口を設置しておりますので問い合わせください。

#### 【農地中間管理事業の問い合わせ先】

宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社	☎022 (275) 9192
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部	☎0228 (22) 2268
栗原市農林振興部農林畜産課	☎0228 (22) 1136
栗原市農業委員会事務局	☎0228 (42) 1239
新みやぎ農業協同組合営農部営農企画課	☎0228 (25) 9014

#### 農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

## 令和元年度農業委員会総会開催予定日と事前予約

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
申請期日	13日(火)	10日(火)	10日(木)	11日(月)	10日(火)	10日(金)
総会開催日	28日(水)	26日(木)	29日(火)	27日(水)	25日(水)	29日(水)

※諸事情により、申請締切および総会開催日が変更となる場合があります。

### 【相談予約・お問合せ先】

### 事前予約のお願い! (申請・届出・相談など)

申請や届出・相談（農地の転用・権利の移動、非農地証明など）のお客様で窓口が込み合い、長時間お待ちいただくことがあります。

大変お手数ですが、農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係に**事前予約**のうえ、ご来庁いただきますようご協力をお願いいたします。

農業委員会事務局	☎ 42-1239
築館総合支所	☎ 22-1114
若柳総合支所	☎ 32-2124
栗駒総合支所	☎ 45-2114
高清水総合支所	☎ 58-2113
一迫総合支所	☎ 52-2114
瀬峰総合支所	☎ 38-2114
鶯沢総合支所	☎ 55-2114
金成総合支所	☎ 42-1114
志波姫総合支所	☎ 25-3114
花山総合支所	☎ 56-2114

### 農業委員会審議状況

	農地法第3条 農地の 賃貸借・売買等	農地法第4条 自己所有地を 転用する場合	農地法第5条 権利を設定・移動 して転用する場合	農用地利用集積計画 認定農業者等への 賃貸借・売買等	非農地証明 使用されている土 地について農地 でないことの証明	空き家に付属する 農地の指定申請
3月	32件(291,678㎡)	0件 (0㎡)	4件(5,129㎡)	143件(1,030,890㎡)	1件 (15㎡)	0件 (0㎡)
4月	32件(147,437㎡)	0件 (0㎡)	10件(8,543㎡)	76件 (739,497㎡)	2件(1,299㎡)	0件 (0㎡)
5月	19件 (84,240㎡)	2件 (229㎡)	9件(7,843㎡)	20件 (127,950㎡)	1件(1,526㎡)	0件 (0㎡)
6月	17件(135,326㎡)	1件(1,256㎡)	14件(6,345㎡)	12件 (96,943㎡)	1件 (87㎡)	1件(776㎡)

### 農家相談コーナー

#### Q1 農地転用とは？

**A1** 農地を農地以外（宅地や雑種地など）に使用する場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

【例】  
○農地に住宅、工場、太陽光発電施設、農業用施設（一定面積以上のもの）等を建築する場合。  
○農地を駐車場、資材置場、私道として使用する場合。  
○造林のため農地に植林する場合。

○農地に建設工事などに伴う現場事務所、資材置場、残土置場等として一時的に使用する場合。  
※経営移譲年金や特例付加年金を受給されている場合は、支給停止となる場合がありますので、注意が必要です。

#### Q2 無断で農地を転用してしまったら？

**A2** 許可を受けずに農地の転用を行った場合は、農地法に違反することになり、都道府県知事から、工事の中止、農地への原状回復等の命令がされることがあります。

違反転用や原状回復命令違反については、次のとおり罰則の適用もあります。（農地法第64条、67条）

- 個人 3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- 法人 1億円以下の罰金

## 農業者年金加入者に インタビュー



築館上宮野  
佐藤 清太さん(32)

清太さんは、水稲8ヘクタール、いちご20アール、繁殖牛4頭を経営する専業農家です。特に清太さんが力を入れているのがいちごで、土づくりにこだわった栽培を心がけていると話していました。お宅にはヤギや烏骨鶏うこっけいも飼われ、またご両親の穏やかな性格も相まって、ほのぼのとした環境で、農作業が忙しい中でも「楽しいです」と終始話してくれました。

農業者年金の加入は、認定農業者でもあるお父様（佐藤清輝さん）にその有意性を伝えられ勧められたのがきっかけだそうです。生涯資金の一助として積み立てることができ、とてもいい制度だと思ったそうです。

今後は、農業者年金加入という安心感をもって農業を頑張るそうです。

（取材 大場裕之委員）

## 経営移譲年金受給者は 農地の移動にご注意ください！

農業者年金のうち経営移譲年金および特例付加年金は、農業経営を後継者等に譲り、農業経営から引退することを条件に支給される年金です。

後継者等へ貸付けた農地を売買したり農地以外に転用すると、経営移譲年金が支給停止や減額となる場合があります。

また、当初の貸借の相手から違う相手に貸しなおしをする場合でも、貸借の方法や相手方の要件によっては支給停止や減額となることがあるため、注意が必要です。

## 農業関係の諸名義も ご注意を！

経営移譲したにも関わらず以下の名義を年金受給者に戻した場合は、農業経営を再開したものと捉えられますのでご注意ください。

● 農業共済(NOSAI)の  
加入名義

● 経営所得安定対策等  
交付金の申請名義

● 農業所得に係る  
納税申告の名義

**農業者年金に加入しましょう！**

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

# 農業したいまち 栗原

## 地域で温かく見守り

〜将来地域を担うリーダーに〜

金成藤渡戸 佐竹翔 太さん(21)



母親の実家である金成藤渡戸で稲作経営を行っている、祖母 千葉すみ子さんの後継者として、今年四月に新規就農しました。幼少期から高校在学中まで、祖父の農作業の手伝いをしに仙台市から来ていましたが、「家には後継者がいないので、米作りはで

きなくなる。」といった話を聞き、自分が継ぐことを決心しました。登米市の農業法人で稲作と野菜栽培の二年間の研修を終え就農しましたが、農業経営を指導してもらはずだった尊敬する祖父 千葉公平さんが二年前に亡くなり、今は祖母と二人で米作りに奮闘中です。佐竹さんは、「今後は稲作だけではなく、野菜栽培にも力を入れていきたい。今はいろいろな種類を試作中です。」と抱負を語ってくれました。当地区では、数年ぶりの新規就農者の誕生です。みんなで温かく見守り、支えながら、将来地域を担うリーダーとして成長してくれることを期待しています。

(取材 阿部一信委員)

## おいしいお店

### み~つけた!!

### 「サロン・ド・テ・クリハラ」

☎0228(32)3916

〒989-5501 栗原市若柳川北大袋前16-1

若柳川北に遠くからすぐわかる三角屋根の白い建物。伏見友晴さん麻実さんご夫妻、麻実さんのご両親がやりたいと言っていた夢と一緒に叶えたカフェです。

田園風景のなか、ゆっくりと時間が流れる異空間で、紅茶を中心に焼菓子とカレー・パスタ等の軽食を楽しめます。

カフェを始めたとき、友晴さんは農業もしたいと考えたそうですが、姿がよく見えるガラス張りの厨房を受け持ち、とても忙しそうです。

「長靴のままで一服に来てほしい、そういうカフェにした」と話す麻実さんの笑顔はとても素敵でした。

(取材 千葉優子委員)



## 編集後記

「駒すがた」「種まき坊主」と言われる栗駒山の残雪を見ながら、田植えの準備をしてきたと言い伝えられた先人たちの知恵も、今は文明の進展とともに消えゆく農村の原風景の中で、そよ風になびく田んぼの姿に豊穡の秋を期待したいものです。

今回、市民と農業委員会をつなぐ「くりはらし農業委員会だより」が、第25回全国コンクールで誉れ高き最優秀賞をいただきました。この受賞は、一朝一夕にできるものではなく、創刊以来編集に携わられた先輩委員の努力の結晶であり、あらためて深甚なる敬意を表するとともに、この受賞を誇りにこれからも市民に愛され、親しまれる紙面づくりに努めてまいります。

(吉田 優俊委員)



【営業時間】 10:00 ~ 18:00

定休日/水・木曜日

(臨時休業あり。要確認。)